

~'85. 2. 10~

0. 総合的に明らかになった問題点

* 本件は、たゞの刑事事件の複合体としてではなく、

1960~1970年代の世界的な法域の中 } で政治的・経済的
日本の、とくに神大の独自性の中

<現在>形の事件として扱うべきである。本件の中に、大学や裁判
や文明の問題が極められたかに内容が込められている。

* 原則は、前記との関連で、本件の発生原因、背景等と深く
関わっている。共同被告人であった井川佳世子に因する一審判決(提出書)
と比較して之の差は明確である。二審は不十分、特にこの点に留意
を払った。

* 同時に大学側の不誠実な態度、被告人の4大別合、松下未幸の死
などを本質的な「情状」として判断の対象にしていたべきである。

* 一審、二審の前半までは不十分であった証拠調査、その後がより詳細
に示されている。次に示す事実を明らかにし、関連性をより
確かに行っている。 相互の

原則は、その前に提起された主張(刑罰法第335条②)について
論じて判断している。控訴審においては、より詳細に示されている
主張について、ぜひ一考を判断していただきた。

* その場合、事実についての主張とは ①、個々の事件について無罪に
する主張の4つあり、②、事件の関連、発生過程とその
政治的・経済性にかかわる事実を主張していること、~~控訴審に~~ ③公訴
請求の理由として④~⑤の主張されていることは十分留意した。
主張の

① S.44.9.1に ついて

* 授業再開の法的根拠である評議会決定の記録E、理中大学に提出
し置かれた。幸いして提出したものは S.44.8.16 と 9.8 の教指会記録を綴り
たもの。これは「三木知幸、(授業と討論の区別を明確にしよう)の方向
で9.1~13の授業が与えられたこと、従って 9.1の第1時限と第4時限は
授業であり、第2.3時限は討論である」と区別は前記の方向に
なすべきと明確にしている。

* さらに教養部庶務第12号のペーパー3行目には「9.1の第4時限
(1年生を含む)は学生大会の日に休講された」とあり、
与えられた時刻表と4時限と一致するものがある。
(必要事項は第1.4時限)

* さらに、この学生大会(1~2年生の参加、決意、決定に拘束される)の
終了解除(9.5)後、正式の授業が再開されるとして、
この決定(庶務第13号)のペーパー8行目には「
授業から、9.1のB109の「授業」が与えられた」とあり、
第1時限

* 担当教官(小林)は、直前に討論の事と考えて入室し、入室後
鈴木証言にある応答を行った。教材を全く与えなかった。

* さらに教養部長事務取扱(瑞穂)が報告人らに遅延を命じた
として、前記の証言 } 直ちに有効性を付与し、
この使用実録 (この日付の討論の区別は
少くも9.1~13の範囲に及ぶ)

* B109使用禁止決定は 9.10 (庶務第30号)のペーパー、教指会記録第9.8)

* 9.1には2段階にあるB209が、付された後に1-10の行を
教のトピック記事に与えた。本件は、その後、総合過程で意図的に事件化した。

08-14 EDC

② S. 44. 12. 3 について

＊ 審判決は 教授会 の 議題 の 順序 を 誤認 して いる。 検察側 の 意図 的 な 順序 の 入れかえ に 気が 付か なかった ため であり、 議事録 に 反する。

(松下 証言)

＊ 松下 は 学生 と 別に 入室 して あり、 先頭 部分 に は いる。 英語 を して いる。(藤原、 松下 証言)

＊ 松下 は 室内 で、 とくに 発言 せ ず、 むしろ、 興奮 した 教官 の、 学生 の 2 人を たたき つつ して いる。 学生 が つま った 時 には、 向い 入って 衝突 して いる。 入 室 目的 が 妨害 である と する 検察側 主張 は 誤り。

＊ 議事録 から みて、 松下 室 に 向 する 議題 は 12.5 であり、 各 段階 に かつ くり ぶら なる ことが 確認 されて いた こと であり、 12.3 の 学生 室 の 行状 は かつ くり 妨害 した と する 検察側 主張 は 誤り。

＊ 投票 用紙 の 不足 は 一つ であり、 12.3 について 広報 部 が 記載 して いる。

無 関係 である こと を 示す。 検察 側 主張 は 意図 的 な 誤り。

＊ 神戸 大学 が 提出 した 「 70. 1. 14 教授 会 議事録 」 から 次の ことが 判明 した。

- ① 室 質 的 に 公開 した。 記録 を 配布 した。 公認 した こと。(他に 2 冊 あり) (広報 30 号 参照)
- ② 被告人 の 正 当 防 衛 権 の 侵害 である こと を 大学 當局 が、

1. 19 付 の 「 投票 用紙 整備 要求 」 } 意 図 的 な 誤り
 3 ~ 4 ~ 月 の 松下 処分 案 報 } 10 月 2 日 報 告 した こと

＊ 当時 の 学 内 の 世 論、 教 養 部 議 事 録 等 に、 教 授 会 等 の 公開 は 原則 的 に 認 許 され ない こと が 12.3 日 全体 ~ 個別 の 討論 が 持 続 した こと。

＊ 当日、 一度 退 去 命令 は 出 され ない。(藤原 証言)

＊ 検察 側 の 控 訴 趣 意 書、 同一 事件 に 関 する 控 訴 審 判 決 (被告人 = 島 岡、 白 川) の 内容 は、 事 実 を 誤 認 し、 早 断 かつ 過 ぎ 遠 慮 して いる こと が 破 産 ~ 否 定 され ない こと である。

③ S.45. 1.8 についで

(5.23 15a 起訴状の事。二事54は134と5.)

* 教職道へ送還は S.45. 4. 11 ~ の 被告人の供述に不十分とされている。
(再逮捕は53. 大学、授業双方の利益) (誤認逮捕~) (例: 7.6
に告げる(評議会防衛の処分送還に被告人の拘束に意図) 311
5.24 2. 5. 11. 7 起訴の直前に、警察が全くこの方向に
周辺捜査は5. 2. 被告人の無実を知りつづけていたとされている。

* 明石 岩田の証言は上司に63加地; に事前 (S.45. 4の供述時と、一審
の証言時) 圧力が4? 5? 3? 4? 5? である。自発的と主張するが、矛盾が多すぎる
(例: 'く' の字の筆順の方向へ逆。他の文字は有るさへいじり。)

* 一審の検察側の現場検証は、結審直前に、公訴証拠に不安を感じ、
現場と全く異なる条件下で意図的に不十分とされ、その信用性
事件 十分とされている。

* 一審の加地証言は、約200mの距離 (車検番号 B1085) へ
約30mとされている。証言と全く異なる証言が多い。また、「か4743」
何と重要な事件であり、注意し、阻止したりする方向に「か4743」
目撃自体の信用性を疑わしい。

* 岩田~加地は、被告人の供述内容に3回「く」を「か」に修正する
事検察へ通報し、おにきた時、まだおにき授けていたと「六対かく」
おにきた時は、科学的にも矛盾する。 (本日は目撃5? 12-5?)

* 「く」と「か」の方向は被告人の表現論と全く無関係である。
* 被告人は向かい向かい余裕がある。

① 1.9に 科学思想史、芸術学概論、授業の B108 2面を544と
あり、43-44の録音は72-3。 → 1.24 544 録音「1/2」以上付録
が記されている。 → 1.8 検証、おにきた加地証言の信用性を疑う。

② 1.8に 被告人は、1.15に B108 12面の人々の被告人の証言
証言は、意志表示している。

08-1-9 BCC

④ S-45-4.8 11-7-2

行期届期日: 2950-2419

* 写真・ビデオ・録音テープ・各主体の内の必然性をどう判断したか、その問題である。

* 検察側の全証拠写真は当日の午後4:00~4:10の現場でとりとて
テープに提出した。② 2910分間の被告人供述記録とXの供述の
明らかならざる。

* 竹中証人、被告人の供述は、多少合理的な、必然的である。

* 警察官作成の逮捕関係の書類には、この系列があり、一方は被告人
を松下と認められた。一方は、「21才位の男」として。こゝには
当日の現場における指揮系統の混乱による誤認の至過不明な
修正の理由が示された。

* 被告人の「すわてた」等のA種車側階段とあり、地盤と、西側
会議室入口と誌し、すわてた集団とあり、検察側はこれを十分
留意した。写真では、被告人後にすわてた人よりととらえられ、
すわてた集団とあり、被告人の集団の中に「すわてた」に認認した。

* 被告側は始末書で意図を必要とされた。
は約1週間おくれと認められた。(通常30~40分おくれ)

* 被告側は南側を阻止する旨、南北2つのドアを討つた。
その前にすわてた。最も有初(会議室)である。本件の現場は、ドア
のすわてたX-1はとらえられた。会議室内に入り、占拠した。

* 本件現場のすわてた集団には、松下とこの行期を要している。
自主活動と検察側の人々が一夫一婦に証拠は与え。

* 本件当日は、① 総合的段階 ② 成績を提出し、次学則を習得したの時期

に被告人の学内にいすわてた政治的、希すく、その③ 認認記録の
整理を解決した。警察・検察の利益と一致したため、膨大な供述
を連日おとす。4.8~11 被告側の再逮捕の事件でつづらした。
その際、9.1, 11.8, 12.2, 1.8 5日間の逮捕合士とらえられた。

5.4逮捕時には合士とらえたが、判例の明白なためとらえられた。

10.16 2944-112 2117?

(+111)

→ 証拠へ留意す

水田の逮捕手続の逮捕時刻と引致時刻を比較して明らかにする必要がある(本件)

03-01-01

⑤ S.46.9.7 についで

(この公判の現況を待たず)

* S.45.10.16 の分党表紙、工学が松下と学外者で成り立っている意味は生ず。

* 同年4月以降のB109号争 ~ 7月の人事院審理を経て、全学争議の方針に分岐 ~ 対立が生じており、統一の方針はありえなかった。

(各人の作成したビラの比較、中尾、松下の証言)

* (哲学)補請の前提はよく(一審の倉江、官田証言)、事件の補請を事実上中断させたまま終了し、しかも全員に単位を与えている。従って厚待の中(他の学生の登校し始める期間に)、反之で補請を本に引き延ばすのが問題である。(中尾証言他)

* 被告人は、当日はく > 応答の討論集会に参加するつもりであり、他のく > の異なる方針の人々を、討論しはく > 応答で行ったのである。その教職員による暴行は十分無意識状態のうちにB109教室内で逮捕者、教室外の学外者を含まない人々の行為を非難し、(5/17)の結果、(5/17)と(5/18)の空村の上に存在していた。

(同時に、苦痛のため、うごきやすかった。) ← 後述証言

* 被告人には侵入の妨害の意図はよく。(ビラ、松下証言) 前記の行状を発想(空村の上での馬頭星雲のうごき)としては、公訴の訂正たりである。又、それ以前に、教室内の授業は中断された。

* 争判決は「古川と共謀し」と認定しているが、古川は共謀に加わった位置になく、松下逮捕の後、これに抗議する演説をして逮捕された。(一審と二審の松下証言)

* 争判決が認定するより被告人の発言は、小右の発言、当日の厚待の条件が不可能。(後述、松下証言)

* 争判決の被告人は左足に中に入水、従って教壇方向は頭を下向きに歩みながら行っている。倉江の授業を妨害するつもりで、右足に中に入水した。

争判決は、他の公判資料に比べて、(不逮捕)

⑥ S.46.9.22 に ついて

* 起訴状および一審・控訴側証人の「犯行時刻」は、午後2時
に3としてあるに、原判決は午後3時に3とし、しかも理由を
全くあへていない。(被告人側の主張に多少強さがある、あてに時間をズラした!)

油コソの被告団会計

* 9.23日の告訴状に対し、警察～検察は一応の捜査をしたものの
松下の非存在を確信して逮捕～起訴しなかった。翌年2.15の事件
で逮捕した時に、(この自体の起訴が困難という事情があった)、前年の
事件と複合して取調べ依頼した、松下釈放後に起訴した、とある。

有本 3月2日

2月末

3月9日

(この時点をすべて記憶している、検察官・誘導・まじり伝述)

* 9.23日の告訴状には、松下研究室と B109教室 の「落書」が
出所封筒とあり、当局としては、2.13 B109にふくまれている
封筒の弾圧を意図していた。(松下にふくまれている人物が登場した。)

* 控訴側竹内証人は、「松下とこの封筒を握った人は何人かいたし、
種別も松下という発想も周知の事実であった」とあへていない。

* 二審の山本証言もその意味は画期的であった。一審では弁士、
有本らとの討論の条件が熟さずまじりたが、まじりたの努力
の功重なる、二審にあって生かされた。

* 被告人らの行動の記録は、当時、松下研究室にふくまっていた。自主請願
運動実行委員の1-ト・6冊に記された通り、被告人が「犯行」時刻に現場
から逃げる場所が存在したことは明白である。この1-トは、S.46.12巻
に大学当局により押収～留置された通り、慶重子と運送要求～文書提出
命令にも応じている。(なお、S.46.12には、大学当局はとてなく、被告人ら
は9.23告訴の事実を知りながらあてられ、1-トの記載は到底真実性がある)

(S.46.2.15～72)

OS-45 BAC

⑧ 最終に、特に強調した一事項

* 弁護人はこの事件を引き合せて問題点の多岐にわたっており、

時間的余裕が乏しいことにより立証したと考へておられる。

→ 神大の協力

* 被告人は拘留前と拘留後と全力をつくして弁護人と共に訴訟準備を
おこなってきた。これは、たんに無罪と得ようとする目的ではなく、事件の
問題点を明らかにし、多くの人に伝えたいという意図からきている。

裁判所は、これらの事項に十分注意して判断していただく。

* 訴訟費用は一案を免除しているが、二案をそうしていただけない。

この数年、被告人の健康の悪化にともなう、不定の仕事も少なくなり、生活
は極めて苦しい。家族も収入が減少し仕事に困っている。

妻は、障害施設等に 高価に近い費用を

使は、奨学金で中学、高校と大学へ、大学進学は滞りなく

5.5.4.9に死亡した

不可能とする

息子は、手紙を立てて手紙に宛てておられる。

2020

重傷の事件です

今後、多岐な情報、証拠費用、支出を予測される。

この文は、本質的

な点から、是非の存在をめぐり
おこなう

2020 4-10